

令和4年度
小・中学校教育課程編成の手引
【Topics編】

6 特別支援教育

北海道教育委員会

特別支援教育

1 障がいのある子供の就学先となる学校や学びの場の適切な選択ために（1）

1. これからの特別支援教育の方向性

○ 特別支援教育を巡る状況の変化も踏まえ、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、引き続き、

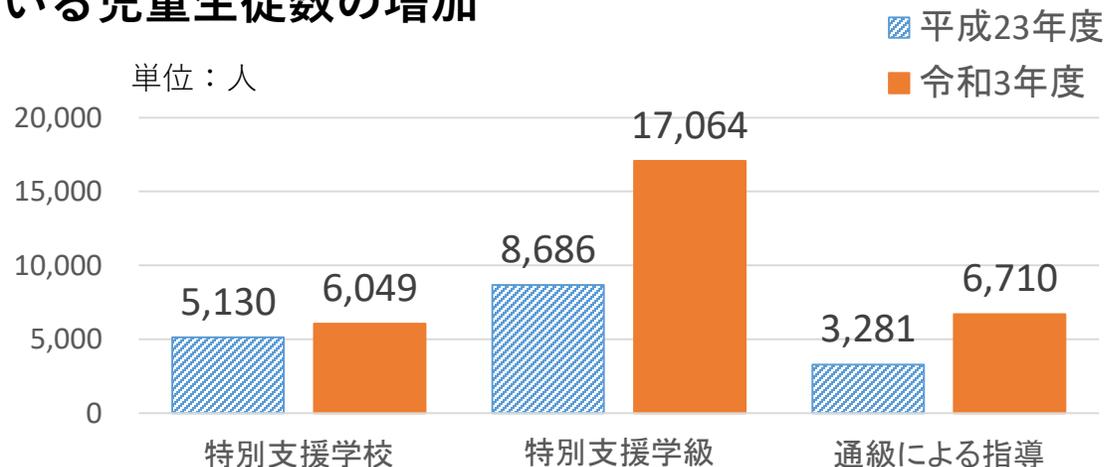
① 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる学びの場の整備

② 障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備

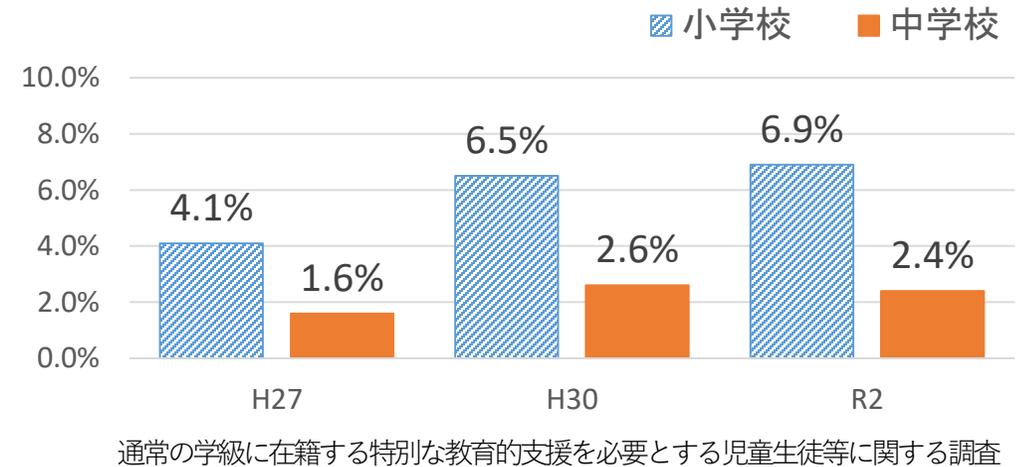
を着実に進めていく。

「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」（令和3年1月）文部科学省

2. 特別支援学校、特別支援学級、通級による指導を受けている児童生徒数の増加



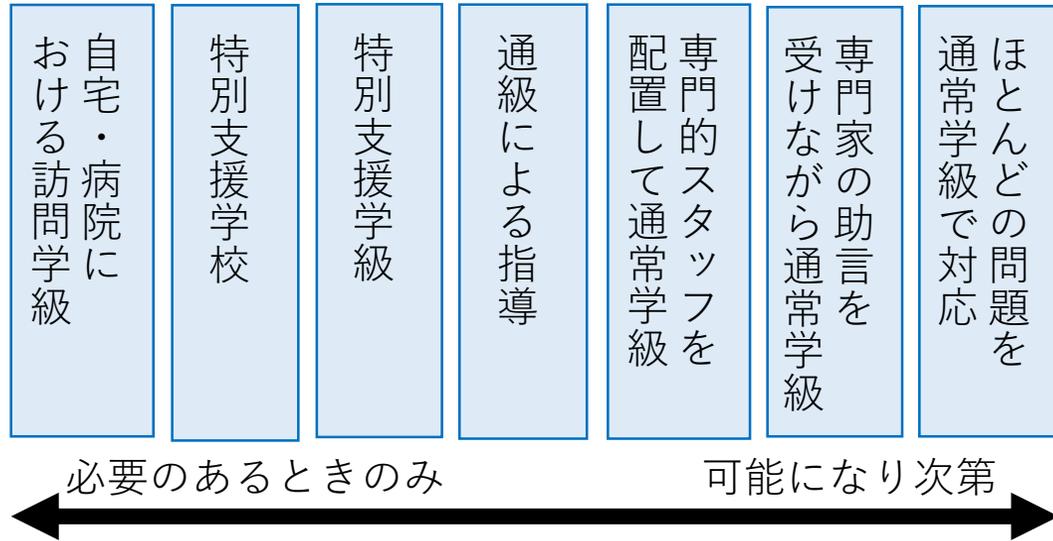
(参考) 通常の学級において特別な支援が必要な児童生徒



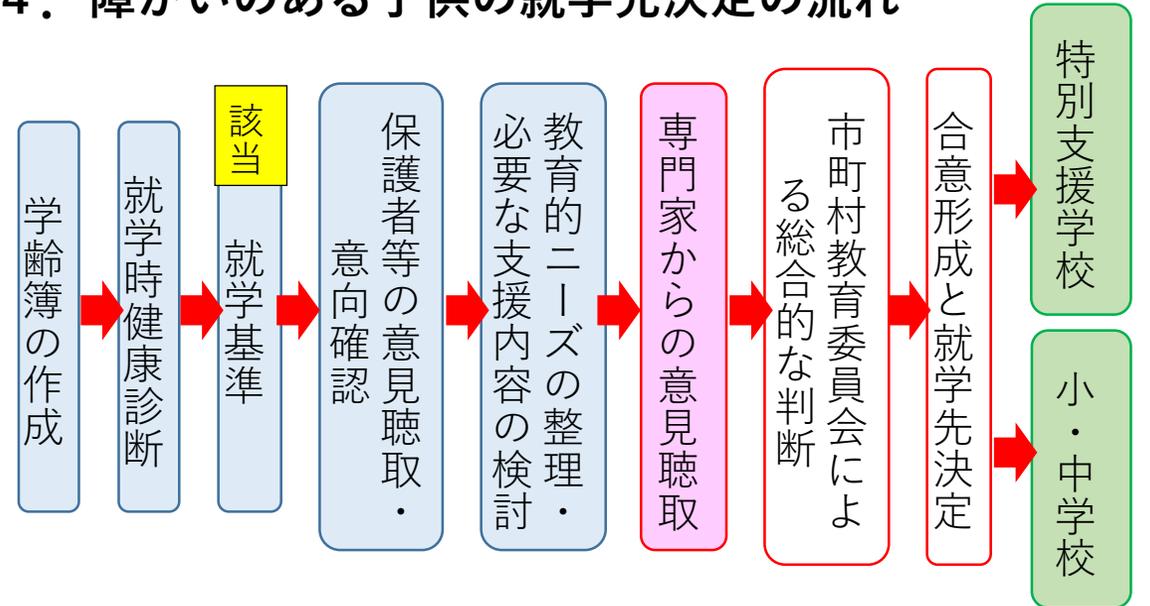
特別支援教育

1 障がいのある子供の就学先となる学校や学びの場の適切な選択ために（2）

3. 義務教育段階における多様な学びの場の連続性



4. 障がいのある子供の就学先決定の流れ



※就学先決定後も柔軟に転学や学びの場の変更が可能

5. 就学に関する基準（対象となる児童生徒）

○ 特別支援学校

→ 学校教育法施行令第22条の3（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者）

○ 特別支援学級

→ 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）（平成25年）

（知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、自閉症・情緒障害者）

特別支援教育

1 障がいのある子供の就学先となる学校や学びの場の適切な選択ために（3）

6. 特別支援学級における教育課程

（1）知的障がいがない場合

- 教科としての目標の達成を図るため、障がいの状態に応じた指導を通して、学力の向上を図る必要がある。
 - 知的障がいのある児童生徒と学習活動を一緒に行う場合、教科としての目標や内容をそれぞれ設定する必要がある。
- ※ 重複障がいがある場合は、「各教科等を合わせた指導」を行うことができる。

（2）知的障がいがある場合

- 特に必要があるときは、各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。
→「各教科等を合わせた指導」

例：日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習 等

（参考）通級による指導における指導内容と指導時数

- 指導内容：
 - ・ 自立活動（特に必要があるときは、障がいの状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる。）
- 標準年間指導時間：
 - ・ 年間35～280単位時間（週1～8単位時間程度）
 - ・ LD及びADHDについては月1単位時間から可能。（年間10～280単位時間、月1～週8単位時間程度）

【参考資料】

- ・ 文部科学省「障害のある子供の教育支援の手引」令和3年6月
- ・ 北海道特別支援教育振興協議会「教育支援のためのハンドブック」平成26年10月



特別支援教育

2 Topic

(1) 特別支援教育におけるICT活用の視点

視点1

教科指導の効果を高めたり、情報活用能力の育成を図ったりするために、ICTを活用する視点

- ✓ 教科等又は教科等横断的な視点に立った資質・能力であり、**障がいの有無や学校種を超えた共通の視点**
- ✓ 各教科等の授業において、**他の児童生徒と同様に実施**

視点2 (※特別支援教育において特に重要)

障がいによる学習上又は生活上の困難さを改善・克服するために、ICTを活用する視点

- ✓ **自立活動**の視点であり、特別な支援が必要な児童生徒に特化した視点
- ✓ 各教科及び自立活動の授業において、**個々の実態等に応じて実施**

障がいの状態や特性やそれに伴う学びにくさは**多様かつ個人差が大きく**、障がいのない児童生徒以上に「**個別最適化した学び**」≒「**特別な支援**」が必要

(2) 小学校等における医療的ケアについて

恒常的に**医療的ケアを受けることが必要不可欠である児童生徒等（以下「医療的ケア児」という）は年々増加**しており、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充等を図ることが求められている。

- ※ 「**小学校等における医療的ケア実施支援資料**」について
小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理し、医療的ケア児に必要な医療的ケアの内容を把握するとともに、**小学校等や教育委員会等における具体的な医療的ケアに関する体制の整備等**の参考とすること

【参考資料】

- ・文部科学省「各教科等の指導におけるICTの効果的な活用に関する解説動画」資料 令和2年9月
- ・文部科学省「小学校等における医療的ケア実施支援資料」令和3年6月

